



鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)
号外第61号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則(23)(総務課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

- 1 納税通知書等、県税に係る通知書であって取消訴訟を提起することができる処分に係るものについて、不服申立てに関する教示に併せて、取消訴訟の出訴期間等に関する教示の記載を加えることとした。(第3条、第4条関係)
- 2 退職手当金額決定通知書、生活保護決定通知書等について、不服申立てに関する教示の記載を削り、別紙等により教示することとする。こととした。(第1条、第2条、第5条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第23号

行政事件訴訟法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県規則第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第4号様式(第3条関係)	第4号様式(第3条関係)
略	略
	備考 この退職手当の金額の決定について不服がある場

合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に地方自治法第206条の規定により知事に異議申立をすることができます。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式(以下この条において「削除様式」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示並びに削除項及び削除様式を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給の一時差止説明書)</p> <p>第25条 条例第17条の2第7項に規定する説明書は、様式第23号によるものとする。</p> <p>(退職手当の返納通知)</p> <p>第26条 条例第17条の3第2項の規定による通知は、様式第24号による退職手当返納命令書により、同条第1項に規定する刑の確定後速やかに行うものとする。</p> <p>様式第4号(第3条関係)</p>	<p>(退職手当の支給の一時差止通知及び説明書)</p> <p>第25条 条例第17条の2第7項の規定による通知は、様式第23号による退職手当支給一時差止処分書によって行わなければならない。</p> <p>2 条例第17条の2第7項に規定する説明書は、様式第24号によるものとする。</p> <p>(退職手当の返納通知)</p> <p>第26条 条例第17条の3第2項の規定による通知は、様式第25号による退職手当返納命令書により、同条第1項に規定する刑の確定後速やかに行うものとする。</p> <p>様式第4号(第3条関係)(表面)</p>
略	略
	(裏面)
	<p>備考</p> <p>この処分に不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、地方自治法第206条又は地方公務員法第49条の2の規定により、知事又は人事委員会に対して不服申立てをすることができます。</p> <p>様式第23号(第25条関係)</p> <p style="text-align: center;">退職手当支給一時差止処分書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

<p>様式第23号 略</p> <p>様式第24号 (第26条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>	<p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">任命権者 職 氏 名 印</p> <p>職員の退職手当に関する条例第17条の2第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支給を一時差し止める。</p> <p>備考</p> <p>この処分に不服がある場合は、この処分書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、地方自治法第206条の規定により、知事に対して不服申立てをすることができます。また、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、任命権者に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。</p> <p>様式第24号 略</p> <p>様式第25号 (第26条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>この処分に不服がある場合は、この命令書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、地方自治法第206条の規定により、知事に対して不服申立てをすることができます。</p>
---	---

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第3号様式の2(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>お知らせ</p> <p>この指定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。</p> <p>審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提</p>	<p>第3号様式の2(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>お知らせ</p> <p>この指定について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。</p> <p>審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提</p>

出してください。

また、この指定の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、指定の日から1年を経過すると指定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

略

お知らせ

1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

— その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 略

第4号様式の2（第7条関係）

略

お知らせ

この催告について不服がある場合は、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

出してください。

第4号様式（第7条関係）

略

お知らせ

1 この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2 略

第4号様式の2（第7条関係）

略

お知らせ

この催告について不服がある場合は、この催告書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この催告の取消しの訴えは、この催告についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、催告の取消しの訴えは、この催告についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで催告の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式（第8条関係）

略

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式の2その3（第5条の2関係）

不動産取得税 税額等変更通知書

住 所
氏 名
さきに納税通知書で通知した税額等を次のとおり変更しました。

略

第5号様式（第8条関係）

略

お知らせ

この告知について不服がある場合は、この告知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第5号様式の2その3（第5条の2関係）

不動産取得税 税額等変更通知書

住 所
氏 名
さきに納税通知書で通知した税額等を次のとおり変更しました。

略

略

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 未納額がある場合について

税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封してありません。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封してありません。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

第5号様式の2その4(第5条の2関係)

税 額 等 変 更 通 知 書

住 所

氏 名

さきに納税通知書で通知した 税の税額等を次のとおり変更しました。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

略

お知らせ

この県税の賦課について不服がある場合は、この通

第5号様式の2その4(第5条の2関係)

税 額 等 変 更 通 知 書

住 所

氏 名

さきに納税通知書で通知した 税の税額等を次のとおり変更しました。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知を受

知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考) 略

第6号様式の2(第9条関係) (納税者用) 特別徴収義務者

略

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第7号様式(第10条関係)

けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

(備考) 略

第6号様式の2(第9条関係) (納税者用) 特別徴収義務者

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第7号様式(第10条関係)

略

お知らせ

1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

— その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 略

第10号様式（第12条関係）

略

お知らせ

1 この処分について不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる

略

お知らせ

1 この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2 略

第10号様式（第12条関係）

略

お知らせ

1 この告知について不服がある場合は、この告知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
— その他裁決を経ないことにつき正当な理由があ
るとき。

2及び3 略

第10号様式の2（第12条関係）

略

第11号様式（第13条関係）

略

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

— その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第11号様式の2（第13条関係）

略

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2及び3 略

第10号様式の2（第12条関係）

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書はなるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第11号様式（第13条関係）

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第11号様式の2（第13条関係）

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第11号様式の3（第13条関係）

略

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第12号様式の2（第15条関係）

略

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長

第11号様式の3（第13条関係）

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第12号様式の2（第15条関係）

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長

を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

— その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第13号様式の2（第16条関係）

略

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

— その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第15号様式（第18条関係）

略

お知らせ

この命令について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不

を經由して提出してください。

第13号様式の2（第16条関係）

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

第15号様式（第18条関係）

略

お知らせ

この命令について不服がある場合は、この命令書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不

服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書はなるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この命令の取消しの訴えは、この命令についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、命令の取消しの訴えは、この命令についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで命令の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第15号様式の2（第18条関係）

略

お知らせ

(1)及び(2) 略

(3) この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第16号様式（第19条関係）

略

服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書はなるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第15号様式の2（第18条関係）

略

お知らせ

(1)及び(2) 略

(3) この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第16号様式（第19条関係）

略

お 知 ら せ

1～3 略

4 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

— その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第26号様式の2（第29条の2関係）

略

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

— その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お 知 ら せ

1～3 略

4 この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第26号様式の2（第29条の2関係）

略

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第53号様式の 3 (第35条の 3、第37条の 2 関係)

法人県民税 法人事業税 更正決定通知書 次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。	
年 月 日	
略	職 氏 名 印
略	

略	
略	略
略	略
お 知 ら せ	<p>この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
	略

第53号様式の 4 (第35条の 4 関係)

--

第53号様式の 3 (第35条の 3、第37条の 2 関係)

法人県民税 法人事業税 更正決定通知書 次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。	
年 月 日	
略	職 氏 名 印
略	

略	
略	略
略	略
お 知 ら せ	<p>この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p>
	略

第53号様式の 4 (第35条の 4 関係)

--

県民税利子割更正(決定) 通知書
加 算 金 決 定

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

年 月 日

略 職 氏 名 印
略

略

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第53号様式の5(第35条の5関係)

県民税配当割更正(決定) 通知書
加 算 金 決 定

次のとおり更正(決定)したので通知しま

県民税利子割更正(決定) 通知書
加 算 金 決 定

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

年 月 日

略 鳥取県 部県税事務所長 印
略

略

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第53号様式の5(第35条の5関係)

県民税配当割更正(決定) 通知書
加 算 金 決 定

次のとおり更正(決定)したので通知しま

すから、太線部分の額
を同封の納入書により
納入してください。

年 月 日

略	職 氏 名 印
	略

すから、太線部分の額
を同封の納入書により
納入してください。

年 月 日

略	職 氏 名 印
	略

略

お 知 ら せ	<p>この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	略
------------------	--	---

略

お 知 ら せ	<p>この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p>	略
------------------	---	---

第53号様式の6（第35条の6関係）

<p>県民税株式等譲渡所得割更正（決定） 加 算 金 決 定 通知書</p> <p>次のとおり更正（決定）したので通知します すから、太線部分の額 を同封の納入書により 納入してください。</p>
--

第53号様式の6（第35条の6関係）

<p>県民税株式等譲渡所得割更正（決定） 加 算 金 決 定 通知書</p> <p>次のとおり更正（決定）したので通知します すから、太線部分の額 を同封の納入書により 納入してください。</p>
--

略	年 月 日
	職 氏 名 印
略	

略		
お 知 ら せ	<p>この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	略

第57号様式の2（第39条の2関係）

県たばこ税更正（決定） 通知書
加 算 金 決 定

次のとおり更正（決定）したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

略	年 月 日
	職 氏 名 印
略	
略	

略	年 月 日
	職 氏 名 印
略	

略		
お 知 ら せ	<p>この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p>	略

第57号様式の2（第39条の2関係）

県たばこ税更正（決定） 通知書
加 算 金 決 定

次のとおり更正（決定）したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

略	年 月 日
	職 氏 名 印
略	
略	

お知らせ この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第58号様式（第40条関係）

略

お知らせ この決定について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この決定の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第58号様式（第40条関係）

略

お知らせ この通知について不服がある場合には、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第67号様式（第53条関係）

自動車取得税
加 算 金 更正（決定）通知書

略

次のとおり更正（決定）したので通知しますから、太線部分の額

第67号様式（第53条関係）

自動車取得税
加 算 金 更正（決定）通知書

略

次のとおり更正（決定）したので通知しますから、太線部分の額

を同封の納付書によって納付して
ください。

年 月 日
職 氏 名 印

略

略

お知らせ この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第80号様式（第69条関係）

産業廃棄物処分場税更正（決定）
加 算 金 決 定 通知書
番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
職 氏 名 印

次のとおり更正（決定）したので、小計 欄の額と延滞金 欄の額との合計額を同封の納入書（納付書）により納めてください。

略

お知らせ

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

を同封の納付書によって納付して
ください。

年 月 日
職 氏 名 印

略

略

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。

第80号様式（第69条関係）

産業廃棄物処分場税更正（決定）
加 算 金 決 定 通知書
番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
職 氏 名 印

次のとおり更正（決定）したので、小計 欄の額と延滞金 欄の額との合計額を同封の納入書（納付書）により納めてください。

略

（教示）

この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

— 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

— 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

— その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の3その1の裏面を次のように改める。

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として

(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式の3その2の裏面を次のように改める。

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った

日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式の3その3の裏面を次のように改める。

（裏面）

課税の根拠

この県税は、地方税法第73条の2及び鳥取県税条例第76条の規定により賦課されたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1号様式の3その4の裏面を次のように改める。

(裏面)

課税の根拠

この県税は、地方税法第73条の2及び鳥取県税条例第76条の規定により賦課されたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1号様式の3その5の裏面を次のように改める。

(裏面)

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1号様式の3その6の裏面を次のように改める。

(裏面)

課税の根拠

この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第135条の規定によって課せられたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の

端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

納付場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県、鳥根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局

第1号様式の3その7の裏面を次のように改める。

(裏面)

課税の根拠

この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第135条の規定によって課せられたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

3 預金残高等の確認について

納期限までに、預金残高等の確認をお願いします。

第1号様式の3その8の裏面を次のように改める。

（裏面）

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1号様式の3その9の裏面を次のように改める。

(裏面)

課税の根拠

この県税は、地方税法第178条及び鳥取県税条例第147条の規定により賦課されたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査

請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

第1号様式の3その10の裏面を次のように改める。

（裏面）

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

第1号様式の4その1の裏面を次のように改める。

（裏面）

完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですのであしからず御了承ください。

<お知らせ>

1 滞納処分について

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

2 督促に不服がある場合について

この督促について不服があるときは、督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この督促の取消しの訴えは、この督促について

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 延滞金について

納期限後に県税を納められる場合は、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるとき又は

の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を当該税額に加算して納めてください。

(1) 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの

ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

イ 更正又は決定による不足税額
当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) 納税通知書により告知された税額に係るもの
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第1号様式の4その2の裏面を次のように改める。

(裏面)

おしらせ

1 滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

2 督促に不服がある場合について

この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出ください。

また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要

があるとき。

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 延滞金について

延滞金は、納期限までに税金を完納しないときに、その翌日から完納の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算されます。

第1号様式の4その3の裏面を次のように改める。

(裏面)

納付場所	
おしらせ	<p>1 完納されない場合について</p> <p>督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押えを受けなければならないことになります。</p> <p>2 督促に不服がある場合について</p> <p>この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p>

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式の2その1の裏面を次のように改める。

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の

翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式の2その2の裏面を次のように改める。

（裏面）

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式の2その5の裏面を次のように改める。

（裏面）

お知らせ

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第61号様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

1 延滞金

不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した金額

2 お知らせ

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第5条 生活保護法施行細則(昭和28年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「削除様式」という。)を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「追加様式」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除様式を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示並びに追加項及び追加様式を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(決定通知書)</p> <p>第5条 法第24条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項の書面(以下この条において「決定通知書等」という。)のうち、保護決定又は保護変更に係るものは、様式第25号によるものとする。ただし、医療扶助による医療の現物給付の決定の通知は、様式第28号の医療券・調剤券に記載してこれを行うものとする。</p> <p>2 決定通知書等のうち、保護開始の申請の却下に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 却下の理由</p> <p>(2) 通知が申請受理後14日を超えるときはその理由</p> <p>3 法第26条の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 廃止し、又は停止した保護の種類</p> <p>(2) 廃止し、又は停止する時期又は期間</p> <p>(3) 廃止し、又は停止する理由</p> <p>4 略</p> <p>様式第25号(第5条関係)</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">番 号 年 月 日</div> <p>住所 氏名 様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">職 氏 名 印</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">決定 保護 通知書 変更</div>	<p>(決定通知書)</p> <p>第5条 法第24条第1項及び第5項、第25条第2項並びに第26条の書面は、様式第25号、第26号又は第27号による。ただし、医療扶助による医療の現物給付の決定の通知は、様式第28号の医療券・調剤券に記載してこれを行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>様式第25号(第5条関係)</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">番 号 年 月 日</div> <p>住所 氏名 様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">職 氏 名 印</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">決定 保護 通知書 変更</div>

生活保護法による保護を次のとおり決定したので通
知します。
変更

1 ~ 5 略

生活保護法による保護を次のとおり決定したので通
知します。
変更

1 ~ 5 略

教示

この決定に不服があるときは、この決定のあった
ことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事
に対して審査請求をすることができます。

様式第26号（第5条関係）

番 号
年 月 日

住所
氏名 様

職 氏 名 印

保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護
については、下記の理由で保護できないので却下しま
す。

なお、この決定に不服があるときは、この決定のあ
つたことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事
に対し審査請求をすることができます。

記

- 1 却下の理由
- 2 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

様式第27号（第5条関係）

番 号
年 月 日

住所
氏名 様

職 氏 名 印

廃止
保護 通知書
停止

年 月 日付 第 号により決定した生活保護法に

よる保護を下記のとおり^{廃止}_{停止}することに決定したので
通知します。

- 1 ^{廃止}_{停止}した保護の種類
- 2 ^{廃止}_{停止}する時期
期間
- 3 ^{廃止}_{停止}する理由

教示 この決定に不服があるときは、この決定のあつ
たことを知った日の翌日から起算して60日以内に
知事に対して審査請求をすることができます。

様式第26号及び様式第27号 削除

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。